

児童虐待による死亡事例等検証報告書

令和8年3月

広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童虐待死亡事例等検証部会

本報告書の利用や報道に当たっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目 次

はじめに	1
第1 検証の目的	1
第2 検証の方法	1
第3 事例Ⅰ	2
1 事例の概要	
2 家庭等の状況	
3 事例の経過と関係機関の対応	
4 裁判所の判決	
5 事例の分析と課題	
6 再発防止に向けた取組の提言	
第4 事例Ⅱ	14
1 事例の概要	
2 家庭等の状況	
3 事例の経過と関係機関の対応	
4 裁判所の判決	
5 事例の分析と課題	
6 再発防止に向けた取組の提言	
参考資料	22
1 会議開催経過	
2 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待死亡事例等検証部会委員名簿	

はじめに

広島市において、児童虐待による死亡事例が1件、重症事例が1件発生した。

この2件の事例発生を重く受け止め、広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待死亡事例等検証部会（以下「検証部会」という。）において検証を行い、事例検証から省みられた課題を提示し、再発防止策の提言等を報告書としてまとめた。

第1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に基づき、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う」ことを目的に実施するものである。

第2 検証の方法

- 1 本検証は、再発防止策の検討を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にした。
- 2 広島市は、関係機関等から事例に関する情報を集約し、事実関係の整理を行った。検証部会は、その情報を基に事例の発生原因の分析等を行った。
- 3 検証部会は、発生原因の分析等に基づき、当該事例における課題と再発防止のために必要な施策の見直し等を検討した。
- 4 児童虐待による死亡事例等の検証という特性から、個人を特定する情報が多数含まれ、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあるため、会議については非公開としたが、プライバシー保護に十分配慮した上で本検証報告書は公表するものとした。

第3 事例 I

1 事例の概要

2歳男児（事例 I において「本児」という。）が救急搬送され、その翌日死亡した。本児は、腹部を何らかの鈍体で打撃もしくは圧迫されたことによる肝損傷等があったため、病院から連絡を受けた児童相談所が県警察に通報した。

実父は当時、こどもが走り回っていて勝手に転んで後頭部を打ったなどと説明していたが、解剖の結果と矛盾があるとして、県警察が捜査を進め、実父を傷害致死の容疑で逮捕した。

2 家庭等の状況

(1) 本児世帯の構成等について

4人世帯（年齢は事例発生当時）

本児 2歳

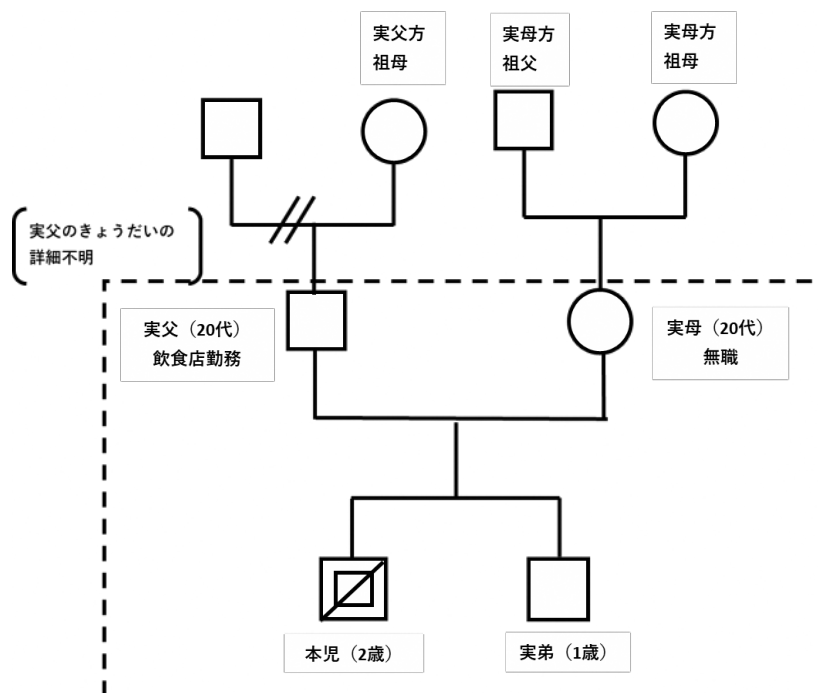
実父 20代、飲食店勤務

実母 20代、無職

実弟 1歳

※1 A区とB区間で複数回の転居がある。

※2 生活保護の受給歴はない。



(2) 本児世帯への関わりについて

実母が本児を出産した直後から、実母の養育不安などに対し、区の保健センター及びこども家庭センターにおいて定期的に電話連絡や家庭訪問を行うなどの支援を継続していた。直近では、保育園の入園に向け保育園の見学に同行した。

児童相談所が虐待通告を受けた際には、区の保健センター及びこども家庭センターと連携して支援を行った。

3 事例の経過と関係機関の対応

本児の年齢等	内容	対応
本児出生～ 2歳1か月 11日	本児世帯が居住する区の保健センター及びこども家庭センターにおいて養育支援を継続的に実施	A区 保健センター こども家庭センター B区 保健センター こども家庭センター
2歳1か月 11日	本児世帯について、虐待通告（ネグレクトの疑い）を受理 ・ 区と連携して支援する方針とした。	児童相談所
2歳1か月 12日	初期調査（児童相談所からの依頼） ・ こども家庭センターによる見守りを継続することとした。	A区 こども家庭センター
	実母に電話 ・ 実母から「実父はほとんど家にいないが、別居ではない。実父は携帯電話への連絡がつきにくい。」との話があった。	A区 保健センター
2歳1か月 18日	家庭訪問（児童福祉司、保育士） ・ 実母から「実父はほとんど帰ってこない。ワンオペ状態だが、子育ての大変さはない。」との話があった。 ・ 実母から「実父は、正社員で働いたことがなく、今も派遣で、仕事を転々としている。」との話があった。 ・ 保育園の入園申請等について助言した。 〈本児の様子〉 ・ 体形に問題なし。身体の露出部分に傷や痣なし。 ・ おもちゃの車に乗り室内を勢いよく走行していた。 ・ 実母から「元気いっぱい困っている事はない。」との話があった。	児童相談所
2歳2か月 3日	実母に電話 ・ 実母から「今はB区におり、実父とはしばらく会っていない。」との話があった。	A区 保健センター
2歳2か月 21日	実母に電話 ・ 実母から「本児の発達面について、言葉の遅れに対す	A区 保健センター

	<p>る心配はない。」との話があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「実母が実弟の相手をしている際に、本児が構ってもらおうとするため大変。」との話があった。 	
2歳2か月 28日	<p>実母から電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「母子で、B区で過ごしている。」との話があった。 ・ 実母から「本児らは元気に過ごしており、困っていることはない。」との話があった。 	児童相談所
2歳3か月 16日	<p>B区保健師から電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実父に2回の逮捕歴があり、現在は執行猶予中であることを聞き取り。 ・ 実母と本児らはB区で生活していることを聞き取り。 	A区 保健センター
	<p>実母に電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「実父の仕事の都合で、B区で生活している。A区に戻る時期は不明。」との話があった。 ・ 今後の生活がB区を拠点とするようであれば、B区保健センターへ情報提供してもよいかを実母に確認し、了承を得た。 	A区 保健センター
	<p>児童相談所と記録内容を共有</p>	A区 保健センター
2歳3か月 21日	<p>虐待カンファレンスを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本児を要育児支援乳幼児とする。 ・ B区保健センターに対し、情報共有するとともに、必要に応じて対応を依頼する方針とした。 	A区 保健センター こども家庭センター
2歳3か月 22日	<p>B区保健センターに母子管理票（写）を送付し、情報共有</p>	A区 保健センター
2歳3か月 28日	<p>実母に電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「現在もB区で暮らしている。」との話があった。 ・ 実母から「A区に戻ろうと思っているが、いつになるか未定。A区に戻れば保育園を検討したい。」と話があった。 	児童相談所
2歳3か月 29日	<p>児童相談所から電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母と本児らはB区で生活しており、A区へ帰る見通しは立っていないことを聞き取り。 	A区 保健センター

2歳4か月 2日	B区保健センターに電話 ・ 実母、本児らの居住地移動につき、B区保健センターへケース移管することとし、母子管理票を送付した。	A区 保健センター
	実母に電話 ・ B区に居住する間は、B区保健センターが対応する旨を説明し、了承を得た。	A区 保健センター
2歳4か月 4日	家庭訪問（児童相談所職員、保健師） ・ 実母方祖父母の支援を受けて養育している。 ・ 実父は逮捕されていたが、来週から正社員として工場に就労予定。実母は実父の詳細について語ろうとしなかった。 ・ 実母から「育児へのイライラはないが、毎日同じことの繰り返しで憂鬱。」「手持ち金がほとんどなく、息抜きもできない。」との話があった。 ・ 現時点で虐待が疑われる様子はないが、本児らの見守りや実母への助言が必要であると判断した。 〈本児の様子〉 ・ 発語はあまりなかった。せわしなく動き回り、椅子などに登ったり、実弟を噛んだりしていた。指示も通らない。視線が合いにくく、褒めても反応が薄い。犬の吠える真似や泣く真似をする。	児童相談所
2歳4か月 6日	B区こども家庭センターに情報提供 ・ 養育支援が必要な世帯についての通告を受け、児童相談所が対応中である。 ・ 現在、実母及び本児らはB区で生活している。 ・ 児童相談所は、現時点で虐待が疑われる様子はないが、本児らの見守りや実母への助言が必要であると判断した。 ・ 次回の家庭訪問に同行を依頼した。	児童相談所
2歳4か月 10日	B区保健センターに電話 ・ 本児はB区に転居してから落ち着かない様子で、うなったり、噛んだりする。 ・ 発語があまりなく、話しているのを聞いていない。 ・ 保育園を勧めたが、実母はA区に戻ってからの入園を考えている。	児童相談所
2歳5か月 2日	家庭訪問 ・ 本児らの様子や生活状況について確認した。	児童相談所 B区

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「A区に戻ってから保育園に入りたいが、本児が他の子を噛んだことがあるため保育園に入れることに不安がある。」「2歳5か月頃はどのくらい言葉が出るのか気になる。」「本児が実弟の真似をしてミルクを欲しがる。」など本児らの発達に関して質問があったため、オープンスペースや健康相談室を案内した。 ・ 実母から「今後、A区に戻りたいが、現実的に、実父の生活の安定、貯金、本児の養育が落ち着いてからが良いと考えている。」との話があった。 ・ A区に戻れば保育園に入園したい意向を聞き取る。 <p>〈本児の様子〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内をせわしなく走り回るが、前回訪問時より、意思疎通がとれる。バイバイと挨拶ができた。 	保健センター こども家庭センター
2歳5か月 3日	B区につなぎ、児童相談所としての関わりを終結	児童相談所
2歳5か月 18日	実母に電話して、家庭訪問について日程調整	B区 保健センター
2歳5か月 21日	実母らがB区保健センター内のオープンスペースに来所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「園庭開放に参加した際に本児が上手に言葉で伝えられず他の子を噛もうとした。それ以来、園庭開放は利用していない。」「本児が話せる言葉は3語のみ。」「哺乳瓶は卒業した。」「A区への転居時期については、今年中の予定。」との話があった。 	B区 保健センター
2歳5か月 30日	家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「他児を噛む恐れがあるため、オープンスペースに行くことをためらっている。」「実母から見て、本児の方が発達面で気になることが多い。」との話があった。 ・ 訪問時の本児の様子について、部屋の中を走り回って様々な場所に興味が移っており、発語も単語であったため、再診や療育センターを紹介した。 	B区 保健センター こども家庭センター
2歳7か月 16日	実母に電話 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実母から「A区の自宅に戻った。」との話があったため、A区保健センターへ情報提供する旨を説明し、了承を得た。 	B区 保健センター
	A区保健センターに電話 <ul style="list-style-type: none"> ・ A区へケース移管する旨を説明した（母子管理票送 	B区 保健センター

	付)。	
2歳7か月 19日	A区こども家庭センターにケース移管 ・ 本世帯の情報提供と、保育園への入園の必要性を伝える。	B区 こども家庭センター
2歳7か月 24日	実母に電話（不応）	A区 こども家庭センター
2歳7か月 26日	実母に電話 ・ 実母から「実父が仕事を退職した。実父母ともに就職先を探している。」との話があった。 ・ 実母から特に困り事の表出はなし。 ・ 家庭訪問を予定。	A区 保健センター
2歳8か月 1日	実母から電話 ・ 本児の体調不良により、家庭訪問はキャンセル。 ・ 保育園の入園に関する情報提供を行う。	A区 こども家庭センター
2歳8か月 1日	実母に電話（不応）	A区 保健センター こども家庭センター
2歳8か月 9日	実母に電話 ・ 本日、家庭訪問することについて了承あり。 家庭訪問（実母と面談） ・ 訪問中、実父も在宅していたが姿を見せることはなく、訪問者との接触なし。 ・ 実母から「実父は自宅が片付けられていない状況を嫌う。」「実父の怒り方は『片付けなさい』と大きな声で伝える。」との話があった。 ・ 実母から「実父は養育に協力してくれないことはないが、概ねワンオペ。実父の仕事がどうなっているか把握していない。」との話があった。 ・ 実父の給料と給付金などで生活している。 ・ 保育園の入園の申請書類について説明を行い、申請書の記入補助を行った。実父の声掛けについては、大声で片付けるよう伝えることは、児童にとって「怒られた」こととして残ってしまうため、小さい声で必要なことを	A区 保健センター こども家庭センター

	こどもに伝えるよう実母に助言した。	
2歳8か月 27日	実母に電話（不応）	A区 こども家庭センター
2歳8か月 30日	実母に電話 ・ 実母から「保育園の入園について、焦っているが希望先の保育園が決められない。入園について実父の反対はない。」との話があった。	A区 保健センター
2歳9か月	家庭訪問（実母と面談） ・ 保育園の入園に向けて進捗を確認し、保育園の見学に行くよう助言。	A区 保健センター こども家庭センター
2歳9か月 7日	家庭訪問（実母と面談） ・ 実母から「園庭開放に参加したいが、一人で本児らを連れて行く自信がない。」との話があった。 ・ 区が保育園と日程調整し、見学に同行予定。	A区 保健センター こども家庭センター
2歳9か月 20日	家庭訪問後、C保育園の園庭開放の見学（実母、本児、実弟）に同行	A区 保健センター こども家庭センター
2歳9か月 28日	家庭訪問後、D保育園の見学（実母、本児、実弟）に同行 ・ 実母から「C保育園に入園を決めたいが、実父に送迎の協力をしてもらうのは無理だと思う。」との話があった。 ・ 実母から「実父は在宅しているが、一度起きた後、二度寝している。」との話があった。 ・ 実母は保育士に自ら心配事を伝え、質問もできていた。 ・ 保育園の入園手続きを行うよう促し、手続きの書類についてA区こども家庭センターから福祉課に確認後、実母と共有することとした。	A区 こども家庭センター
	実母に電話 ・ 保育園の入園手続きのため、来週に来所するよう促した。	A区 こども家庭センター
2歳10か月 1日	実母からSMS（ショートメール） ・ 「本日実母方祖母と来所予定だったが、実弟の体調がすぐれず、来所できない。」	A区 こども家庭センター

2歳10か月 2日	実母にSMS ・ 実母の来所できるタイミングで来所するよう促した。	A区 こども家庭センター
2歳10か月 18日 (事件発生 当日)	《事件発生》 実父から「こどもの反応がない」と119番通報があり、本児が救急搬送された。	
	E病院から虐待通告 ・ 本児が救急搬送され、肝損傷、腹腔内出血、出血性ショックにより手術中。救急車の中で心停止する等、危険な状態。手術後、ICUに入院となる。	児童相談所
	警察へ情報提供し、E病院にてカンファレンスを実施 ・ 肝臓に10センチ程度の裂傷あり。 ・ 実父は家の中で走って転んで後ろ向きに倒れたと話す が、腹部に鈍的な力が入って、損傷した可能性があり、 話が不自然。	児童相談所
事件発生 1日後	本児が死亡	
事件発生 4か月8日 後	実父を傷害致死の容疑で逮捕	
事件発生 4か月15日 後	B区こども家庭センターにて、実母・実母方祖母と面談 (事件前後について聞き取り) ・ 実母から「実弟が生まれた頃から、実父は、実母や本児に手を出すようになった。強い口調で怖いなと思ったが、重くとらえていなかった。」「本児に手を出したり、口調が荒くなったりした際は許せず、やめるように言っていた。怖いなと思い、相談できなかった。」「実父が手を出したり、口調が荒くなったりするのは実父の機嫌に左右され、特に寝起きは機嫌が悪かった。」との話があった。	児童相談所 B区こども家庭センター

4 裁判所の判決

(1) 判決

実父 懲役 8 年（実刑）

(2) 罪となるべき事実

実父は、寝不足の中、本児が室内を走り回る音で眠りを妨げられたことに腹を立て、自宅にて、本児の腕を掴み、本児を仰向けに転倒させた上、腹部を足で踏みつける暴行を加え、肝挫滅の傷害を負わせ、翌日、出血性ショックにより死亡させた。

(3) 量刑の理由

ア 幼く体が小さな本児に対し、重要な臓器が集中する腹部を足の裏で強く踏みつけており、たとえ踏んだ回数が 1 回であったとしても、極めて危険な行為である。

イ 本来、親として幼い本児を守るべき立場であるにもかかわらず、実父は何の落ち度もない本児を一方向的に攻撃しており、卑劣で悪質である。そのような犯行により本児を 2 年 10 か月で死亡させたという結果は重大である。

ウ 実父が本児に対して、日常的にケガをしない程度の暴力を振るっていたと認定する。

エ 実父は自己の保身のため、救急隊員に虚偽の申告をし、本児が適切に処置を受けることを遅らせた。

オ その他考慮された点等

- ・ 児童虐待により被害者が死亡している他の事例の量刑では、懲役 7 年ないし 9 年となっている。
- ・ 本件は重大な事案であることから、懲役 9 年とすることを検討したが、実父が罪を認め、性格を見直す意志がある。
- ・ 実父方祖母が、実父の性格を見直すために実父を監督すると証言している。

※本資料は、事務局職員が公判を傍聴して作成したものである。

5 事例の分析と課題

(1) 世帯全体の養育状況の確認不足とリスクアセスメントの検討不足

ア 実母への対応について

公判において、実父が本児の頭を平手打ちするなど、日常的に暴力を振るっていた事実が明らかになり、実母からも「実父が怖い」との趣旨の発言があった。

しかし、児童相談所やこども家庭センターによる支援の過程においては、実母が家庭の状況や実父の暴力性を訴えることはなく、家庭訪問時にも本児の外傷を把握することができなかつたため、実父による虐待の兆候に気づくことができなかった。また、実母が育児の困難さを訴えることも少なく、潜在的な支援ニーズが見えにくい状況にあったため、児童相談所やこども家庭支援センターは本世帯に必要な支援につなげることができなかった。

イ 実父への対応について

本事例では、児童相談所やこども家庭センターが、本児の出産経緯、本世帯に係る虐待通告の内容、親族等による支援の状況等を踏まえ、主たる養育者である実母に対して支援を行っていたが、実母の養育状況に一定の改善が見られたことから、実父への支援の必要性については検討していなかった。

また、家庭訪問時に実父が在宅しているにもかかわらず姿を見せなかったことや、実母から「育児はほぼワンオペである。」との発言があったことなど、実父に関する養育上の課題を示唆する情報は把握していたものの、実父との面接等による状況確認は行っていなかった。

ウ リスクアセスメントについて

本世帯は、A区及びB区ともに要保護児童対策地域協議会において要保護児童として登録されており、実母、本児及び実弟がA区とB区間で複数回の転居を繰り返した際には、その都度、両区のこども家庭センター及び児童相談所において、各機関が収集した情報や過去の支援状況を統合した引継ぎが実施されていた。

一方、転居を繰り返す背景には、養育上の課題や不安定な経済状況等が影響していた可能性があったものの、実父との生活におけるリスクの把握が行われていなかった。また、転居に伴う親族等による支援の減少、実母が単独で育児を行う時間の増加といった養育環境の変化を踏まえたリスクアセスメントが十分に行われていなかった。

6 再発防止に向けた取組の提言

(1) 養育状況の把握とリスクアセスメントの徹底

児童相談所やこども家庭センターが関わる家庭の潜在的な支援ニーズを把握するためには、家庭内のパワーバランスや世帯の経済状況、親族等による支援の状況なども含めた幅広い視点できめ細かい調査を行う必要がある。この調査結果を基に世帯の課題を的確に把握し、関係部署間で共有し、児童虐待のリスクの評価を適切に行った上で具体的な支援方策を検討し実践することが重要である。

ア 職員の虐待対応能力の向上

職員の虐待対応能力の向上を目的として、児童虐待防止対策において地域の要となるこども家庭センターと児童相談所等が合同研修を実施するほか、職員研修において、虐待対応の経験の浅い管理職を含めた職員を対象に、広島市や他自治体での重度の虐待ケースを研修素材として活用するなど、児童虐待防止に向けた実践的なスキルを習得する研修機会をこれまで以上に確保する必要がある。また、一貫した支援を行うためには、職員による調査内容やリスクアセスメントに対し、助言や最終的なリスク判断を行うスーパーバイザーの役割を担う人材の専門性の強化を図る必要がある。

さらに、虐待対応等に係る職員の知識や経験、ノウハウを十分生かすことができるよう、例えば、児童福祉司等においては、児童相談所での虐待対応経験を有する職員のこども家庭センターへの配置や、人材育成の視点を踏まえた人事異動サイクルの運用、幅広い経験を身に付けることを目指した計画的な所属配置などに取り組む必要がある。

イ 支援機関の体制強化

こども家庭センターは、乳幼児健康診査等の機会を通じて、支援が必要な子育て家庭を把握して面談や家庭訪問などを行うとともに、比較的軽度な児童虐待の相談・通告に対し、家庭訪問等を行い、抱える課題や困り事を把握して、個々の世帯状況に応じた伴走型支援を行っている。

このように、こども家庭センターは児童虐待の未然防止や重症化防止において重要な役割を担っているが、広島市のこども家庭センターについては、国の「こども家庭センターガイドライン」が示す最低配置人員を満たしておらず、よりきめ細かな伴走型支援を実施するためには、体制強化を図る必要がある。

児童相談所においては、虐待対応件数の増加に伴い、これまでも児童福祉法等で定める法定人数を上回る児童福祉司を配置しているものの、近年、対応事案が多様化・複雑化し、高リスク事案が増加傾向にあることを踏まえ、よりきめ細かな対応を行うことができるよう、引き続き、職員体制を確保する必要がある。

ウ デジタル技術の活用による職員の事務負担の軽減等

児童虐待のケース記録のデジタル化など業務へのICTの導入を進め、職員の負担軽減を図るとともに、こども家庭センターと児童相談所間の情報共有を円滑に行い、虐待事案に対し、迅速かつ適切な対応につなげる必要がある。こうした職員の事務負担の軽減等は、個々の職員がより一層こどもやその家族に向き合うことにつながり、日々の小さな虐待の兆候を見逃さず、重大事案の発生を未然に防ぐ体制の構築につながるものと考えられる。

エ 子育て世帯が安心して相談できる体制の整備

児童相談所やこども家庭センターが子育てに関する支援機関であることを周知する中で、特に、養育力に課題のある世帯に対しては、機関の名称を伝えるだけ

では不十分であり、どんな事が起きた時に、誰をどのように頼るかを具体的に伝えなければならない。そのため、子育て世帯が困った時に頼れるキーパーソンとなるこども家庭センターの担当者名、連絡先及び支援内容を分かりやすく示した一覧表を手交するなどして、支援の体制を見える化する必要がある。

また、気軽に相談し、悩みを打ち明けられるよう、児童家庭支援センター、地域子育て相談機関、保育園の園庭開放等の身近な相談窓口を積極的に紹介するとともに、必要に応じて相談窓口に同行するなど、よりきめ細かな支援が必要である。

第4 事例Ⅱ

1 事例の概要

3歳男児（事例Ⅱにおいて「本児」という。）が救急搬送され、2か月の入院加療を要する重症を負った。本児は3歳児相応の体格ではなく、痩せ細った上に不潔であり、ネグレクトが疑われる状態であったため、病院から連絡を受けた児童相談所が県警察に通報した。

県警察が、実母及び実母方祖父から事情を聴き、自宅で本児の腕や足、口に粘着テープを巻き付けた上、段ボール箱に入れた疑いで、実母及び実母方祖父を暴行の容疑で逮捕した。

2 家庭等の状況

(1) 本児世帯の構成等について

5人世帯（年齢は事例発生当時）

本児：3歳

実母：20代、無職（実父とは離婚）

実姉：4歳

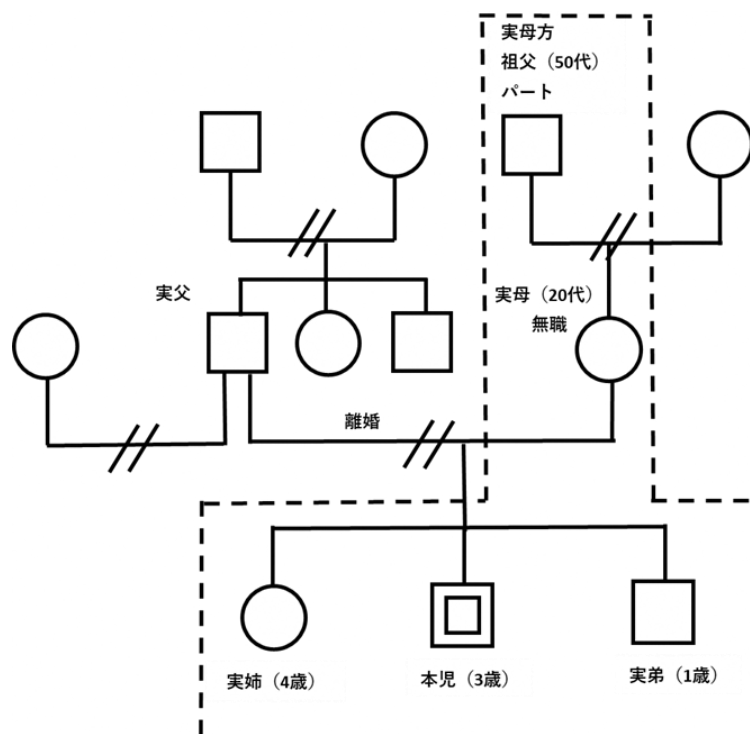
実弟：1歳

実母方祖父：50代、パート（実母方祖母とは離婚）

※1 県外A市（前住所地）では実父母、実姉、本児、実弟の5人で生活しており、生活保護の受給歴がある。

※2 実父との離婚成立前から実母方祖父宅に転居していたが、転入届を提出したのは実父との離婚成立後である。

※3 広島市では生活保護の受給歴はない。



(2) 本児世帯への関わりについて

広島市に転入後、区の保健センターにおいて、予防接種券の交付や乳幼児健康診査の再通知の送付など母子保健事業に係る対応をした。

また、区の福祉課において、児童手当や児童扶養手当の手続き、保育園の入園申込みの手続きなど児童福祉事業に係る対応をしたほか、母子福祉資金貸付金の転宅資金及び生活資金の貸付についての相談に対応した。

なお、児童相談所やこども家庭センターにおいては、本児世帯からの相談歴はなく、関わりがなかった。

3 事例の経過と関係機関の対応

本児の年齢等	内容	対応
～2歳2か月1日	<p>養育など配慮が必要な家庭として支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給歴あり 本児らは保育園に所属（在園時は月齢相応の体形） 	A市 こども家庭センター 地域保健福祉課
2歳2か月1日	<p>ケース終結</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区担当保健師が乳幼児健診の状況や生活保護の受給状況を確認した。 保育園に在籍し見守り体制が構築できていることから助言指導でケース終結とした。 	A市 こども家庭センター
～2歳10か月5日	<p>実姉、実弟の節目健診時に電話等で様子を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児の困り感や負担感についての発言なし。 生活保護を受け、経済面の心配もないと発言あり。 	A市 地域保健福祉課
2歳10か月頃	<p>実母と本児らが、A市から広島市の実母方祖父宅に転居（住民基本台帳の異動はなし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実母からA市の保育園に「トラブルがあるから本児らを連れて広島に帰る。」との連絡があった。 A市の母子保健、保育園、生活課ケースワーカーは、「本児らを連れて里帰りしている。」と実母から聴取。 	
3歳3か月17日	<p>広島市への転入届を受理（実父との離婚成立後）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実母が児童手当、こども医療費補助の手続きのため来所した。 	区 福祉課
3歳3か月18日	<p>実母が本児含む子3人分の予防接種券を受け取るため来所</p>	区 保健センター
3歳3か月21日	<p>実母がひとり親家庭医療費補助の手続きのため来所</p>	区 福祉課
3歳3か月23日	<p>実母が児童扶養手当の手続きのため来所</p>	区 福祉課
3歳4か月13日	<p>実母が児童扶養手当等手続き及び母子福祉資金貸付金の相談のため来所</p> <ul style="list-style-type: none"> 実母から「実母方祖父の一人暮らしの部屋に母子4人が転入したため手狭であり、生活費にも困窮していることから、転宅・生活資金の貸付を受けられないか。」との相談があった。 	区 福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> 貸付の可否について、課内協議後に回答することを実母に伝えた。 生活保護申請を提案した。 	
3歳4か月 16日	<p>実母へ電話し、課内協議の結果を回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、実母が無職のため本児ら3人の保育園入所も難しい状況で、一時的に貸付を行ったとしても継続的な生活維持が困難と考えられることから、貸付は難しいことを伝えた。 再度、生活保護申請を提案した。 	区 福祉課
3歳4か月 27日	<p>実母が本児含む子3人の保育園の入園の申込みのため来所</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込みの受付時、幼稚園の入園も検討するよう助言した。 定員に空きがなく待機となる。 	区 福祉課
3歳5か月 6日	本児3歳児健診受診の予定であったが未受診	区 保健センター
3歳5か月 19日	本児の健診の再通知を送付	区 保健センター
3歳6か月 1日	実母が児童扶養手当証書を受け取るため来所	区 福祉課
3歳6か月 9日	実母と実弟が1歳6か月健診を受診するため来所（発育・発達含め、特段の問題なし。）	区 保健センター
3歳6か月 15日 （事件発生当日）	<p>《事件発生》 本児が心肺停止で救急搬送（その後、処置により蘇生）された。</p>	
	<p>B病院から虐待通告</p> <ul style="list-style-type: none"> 本児には外傷はないが、見るからに3歳児の体格ではなく痩せ細った上に不潔。 ネグレクトが疑われる。 警察へ情報提供し、B病院にて状況確認。 本児はB病院に入院。 	児童相談所
事件発生 1日後	<p>実母及び実母方祖父を暴行の容疑で逮捕</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅で当時3歳の本児の腕や足、口に粘着テープを巻き付けた上、段ボール箱に入れた疑い。 	
事件発生 14日後	<p>A市から情報提供書を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> A市の地域保健福祉課は、事件発生時にB病院からの 	区 保健センター

	連絡を受け、住民基本台帳の異動を把握。	こども家庭センター
事件発生 21日後	実母及び実母方祖父を逮捕罪で起訴	
事件発生 28日後	実母及び実母方祖父を暴行の容疑で再逮捕 ・ 自宅で本児の両腕や口などに粘着テープを巻き付ける 暴行を加えた疑い。	
事件発生 1か月18日 後	実母及び実母方祖父を逮捕罪で追起訴	
事件発生 3か月17日 後	実母及び実母方祖父を保護責任者遺棄致傷の容疑で再逮捕	

4 裁判所の判決について

(1) 判決

実母方祖父 懲役 3 年 6 か月（実刑）

実母 懲役 3 年（実刑）

(2) 罪となるべき事実

ア 2 人は共謀の上、自宅にて本児の両手両腕、両足首を粘着テープで緊縛して不法に逮捕した。

イ 2 人は共謀の上、自宅にて本児の両手両腕、上半身を粘着テープで巻きつけて緊縛し、不法に逮捕した。

ウ 本児が痩せ細って低栄養状態であることを認識していたにもかかわらず、十分な食事を与えず適切な医療も受けさせずに放置し、生存に必要な保護をせず、心肺停止、2 か月の入院加療が必要な状態、低酸素脳症にさせた。

(3) 量刑の理由

ア 本児は当時、体温が 30 度まで低下し、約 40 分も心肺が停止して、死の瀬戸際に瀕した。

イ 3 か月にわたって十分な食事を与えられない環境に置かれた本児の苦しみは計り知れない。

ウ 本児が極度に痩せ細り医療機関の受診が必要であることが明らかだったにもかかわらず、虐待を疑われるという理由で受診を先送りとし、その間も食事を抜いていたことは非常に悪質で危険性が高い。

エ 粘着テープで本児の身体を巻き付け、口を塞ぐ行為は非常に悪質で危険であり、言うことを聞かせたいという理由は到底正当化されない。

オ その他考慮された点等

- ・ 実母方祖父は実母に対して、本児を緊縛することや食事を抜くことを指示するなど犯行を主導する立場にあり、関与の強さを踏まえると相応の期間が必要である。
- ・ 実母方祖父は罪を認め、謝罪と立ち直りの意思を示しており、酌むべき事情がある。
- ・ 実母は実母方祖父の指示に従った面もあるが、自らも本児を緊縛しており、刑事責任は免れない。
- ・ 実母は罪を認め、反省と謝罪、立ち直りの言葉を述べており、酌むべき事情がある。

※本資料は、事務局職員が公判を傍聴して作成したものである。

5 事例の分析と課題

(1) 組織横断的な情報共有の不足

母子は経済状況が不安定な中で広島市へ転入し、さらに、転居や離婚による人間関係や生活環境の変化も要因となり、実母がストレスや育児への負担を感じていたものと考えられる。また、実母及び実母方祖父は思い通りにならない本児の行動に対処することができず、本児に対して育てにくさを感じていたことも虐待の要因となったものと考えられる。

広島市への転入後、児童相談所やこども家庭センターへの相談歴や対応歴は確認されていないが、予防接種券の交付、児童手当や児童扶養手当の申請、保育園の入園申込み、母子福祉資金貸付金の相談があった際には、保健福祉の各担当において対応を行っていた。その際に、相談の背景にある困り事や悩み事などを聴き取った上で、利用可能な制度を具体的に紹介したり、関係部署につないだりすることを十分に行うことができていなかった。

(2) 転入世帯に関する情報不足

母子の広島市への転居について、前居住自治体の各部署が、これを一時的な里帰りとして認識し、正式な転居として把握していなかったことや、支援が終了していたことなどにより、自治体間での情報提供が行われず、支援の継続性が失われた結果、支援が必要な世帯としての認識ができなかった。

(3) こどもに所属がないことによる虐待の発見の遅れ

本世帯では、保育園の入園申込みを行ったものの、希望の保育園に空きがなく、入園を待機している状況であった。保育園等に通っていないことで、保育士等の専門職による日常的な観察の機会が失われ、地域の支援機関との接点が少なくなった結果、児童相談所やこども家庭センターが状況を把握するまでに至らなかった。

このように、本児には所属がないことに加え、3歳児健康診査を未受診であったことから、虐待の発見が更に遅れた可能性がある。

6 再発防止に向けた取組の提言

(1) 複合的な課題を抱える世帯を把握する体制及び関係部署の連携による支援体制の構築

本事例では、転居や離婚による環境の変化、経済的な困窮、社会との希薄な関係など、複数の要因が重なっている。転入世帯を含め、こうした複合的な課題を抱える世帯を早期に発見するためには、保健福祉担当の各職員が研修を通じて児童虐待に関する知識を習得し、虐待リスクへの感度を高め、世帯の生活状況や養育状況の把握に努めるとともに、関係部署間で情報を共有し、必要な支援につなげる体制づくりが必要である。

(2) 乳幼児のいる転入世帯への予防的な支援

市外から転入した子育て世帯の養育者は、生活環境の変化や、それまで受けてい

た支援が途切れることなどにより、大きなストレスを受けたり、社会的に孤立したりすることが想定される。このため、妊娠中から全ての世帯に関わることが可能である母子保健担当窓口において、乳幼児のいる転入世帯に対し、前居住自治体からの情報提供の有無にかかわらず、生活状況や養育状況、子育てに関する心配事などの聴き取りを丁寧に行い、把握した情報を基に支援の必要性をアセスメントし、関係部署と連携を図りながら、世帯の状況に応じた定期的な面談や家庭訪問等の伴走型支援に取り組んでいく必要がある。

(3) こどもに所属がない場合の支援のあり方

保育園の入園申込みを行っても入園待機となっているような場合には、保育園等の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一時預かり事業、園庭開放のほか、児童家庭支援センター、地域子育て相談機関、子育て短期支援事業（ショートステイ）、ひとり親家庭等地域生活支援事業等、養育者の孤立感の軽減等につながるサービスの利用を積極的に勧める必要がある。

また、所属の有無にかかわらず、乳幼児健康診査が未受診となった場合には、きょうだいの受診状況や世帯情報の確認を行い、虐待の兆候の早期発見に努める必要がある。

(4) 世帯情報を一元的に管理できるモニタリングシステムの構築

他自治体においては、児童福祉事業や母子保健事業に係る情報に加え、世帯の経済状況等も含めた情報を一元化し、AIで虐待リスクを予測できるシステムの導入に取り組んでいるところもある。

こうした取組を参考に、個人情報の保護についても十分に配慮した上で、世帯情報を一元的に管理できるモニタリングシステムの導入について研究することも有用と考える。

参考資料

1 会議開催経過

- (1) 令和7年6月2日 第1回検証部会（事例の概要の報告、課題の抽出）
- (2) 令和7年9月8日 第2回検証部会（課題の抽出、提言の検討）
- (3) 令和7年12月22日 第3回検証部会（報告書素案の検討）
- (4) 令和8年3月24日 第4回検証部会（報告書案の検討）

2 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待死亡事例等検証部会委員名簿

第1回

（五十音順、敬称略）

氏名	現職名等
門脇 慧	弁護士（広島弁護士会所属）
小泉 紹子	広島市児童福祉施設連盟副会長（広島和光園 園長）
◎清水 克之	広島文教大学人間科学部人間福祉学科准教授
土岐 茂	医療法人あさだ会浅田第2心療クリニックコモリエ院長
那須 弘伸	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課課長補佐
橋本 和子	広島市民生委員児童委員協議会副会長
山田 浩之	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
●夜船 展子	広島市こども療育センター所長

◎…部会長、●…副部会長

第2回～第3回

(五十音順、敬称略)

氏名	現職名等
秋山 圭一	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課課長補佐
門脇 慧	弁護士（広島弁護士会所属）
小泉 紹子	広島市児童福祉施設連盟副会長（広島和光園 園長）
◎清水 克之	広島文教大学人間科学部人間福祉学科准教授
土岐 茂	医療法人あさだ会浅田第2心療クリニックコモリエ院長
橋本 和子	広島市民生委員児童委員協議会副会長
山田 浩之	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
●夜船 展子	広島市こども療育センター所長

◎…部会長、●…副部会長

第4回

(五十音順、敬称略)

氏名	現職名等
門脇 慧	弁護士（広島弁護士会所属）
小泉 紹子	広島市児童福祉施設連盟副会長（広島和光園 園長）
◎清水 克之	広島文教大学人間科学部人間福祉学科准教授
土岐 茂	医療法人あさだ会浅田第2心療クリニックコモリエ院長
橋本 和子	広島市民生委員児童委員協議会副会長
山田 浩之	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
●夜船 展子	広島市こども療育センター所長

◎…部会長、●…副部会長